

A-1 子どもの発達援助

1-(1) 発達援助の基本

A-1-(1)-① 保育課程が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。

【判断基準】

- a) 保育課程が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。
- b) 保育課程は、保育の基本方針に基づき作成されているが、地域の実態や保護者の意向等は考慮されていない。
- c) 保育課程が、保育の基本方針に基づいていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育課程は、入所している子どもが入所期間に、保育の目標を達成することができるよう全体的かつ一貫性のある計画であり、所長の責任のもとに作成されるものです。
- 保育課程は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえていることが必要であると同時に、保育の基本方針に基づいて作成されていることが大切です。
- また、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握（地域へのアンケート調査等）、また保護者の意向を考慮して（保護者へのアンケート調査やクラス懇談会等で保護者から出された課題など）、保育を見直し、保育課程の作成に生かすといった取り組みも必要となります。

評価の着眼点

- 保育課程が、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成されている。
- 保育課程が、保育の基本方針に基づいて作成されている。
- 保育課程が、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握、また保護者の意向を考慮して作成されている。

言葉の定義

保育課程：保育課程は所長の責任のもとに作成される。入所している子どもが入所期間に、保育の目標を達成することができるよう一貫性のある全体的な計画である。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。

【判断基準】

- a) 定期的に指導計画の評価を行い、その結果が次の指導計画に生かされている。
- b) 定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果が指導計画に生かされていない。
- c) 定期的に指導計画の評価を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 指導計画は、組やグループを担当する保育者が、保育課程に基づいて作成する具体的な実践計画です。
- 指導計画は、定期的に保育の評価を行ったうえで、その結果を踏まえた見直しや、次の指導計画を作成することが必要です。
- 本評価基準では、指導計画の定期的な評価やその結果の反映状況等について評価を行います。
- なお、本評価基準では、クラスやグループなど集団の指導計画を評価します。個別の指導計画は、Ⅲ-4で評価します。

評価の着眼点

- 月に1回以上、指導計画の評価を行っていることが記録（指導計画・会議録・日誌等）に残されている。
- 評価の結果が指導計画に生かされている。

言葉の定義

保育の評価：保育の評価には、①保育を通した子どもの育ちの実態について、②保育者自らの保育（ねらい・内容・環境構成・援助など）が適切であったかどうかについて、という二つの側面がある。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

1-(2) 健康管理・食事

A-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。

【判断基準】

- a) 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。
- b) 健康管理は、マニュアルなどはないが子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。
- c) 健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 登所時や保育中の健康管理は、子ども一人ひとり健康状態に応じて実施することが大切です。
- そのためには、常に保護者から既往症や予防接種の接種状況等、子どもの健康状態に関する情報を得られるような取り組みが必要となります。
- また、子ども一人ひとりの健康状態は関係職員間でその情報が共有されることが大切です。
- あわせて、組織として子どもの健康管理に関する基本的なマニュアルを整備、それぞれの職員が必要な知識等を習得しておくことが必要となります。

評価の着眼点

- 既往症や予防接種の状況について常に保護者から情報を得られるように努めている。
- 子ども一人ひとりの健康状態に関する情報が関係職員に周知されている。
- 体調のすぐれない子どもについては、その日の過ごし方について柔軟に対応している。
- 必要に応じて、保育所での子どもの健康状態を保護者に伝え、降園後の対応について話し合っている。
- 子どもの体調悪化・けがなどについてはとくに留意して保護者に伝えている。
- 健康管理に関するマニュアルがある。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。

【判断基準】

- a) 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。
- b) 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。
- c) 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 健康診断は、医学的観点から保育生活のあり方を検討する資料を提供するものであり、健康診断の結果が保育に反映されないと、場合によっては子どもに危険な事態を招くことも考えられます。
- そのため、嘱託医による診断結果は、保育現場に確実に伝達することはもとより、嘱託医を交えて会議（カンファレンス）を開催すること等によって、保育現場における医学的・小児保健学的な対応について専門的な意見交換を行い、その結果を正しく理解した上で保育内容等に十分配慮していくことが必要となります。
- あわせて、健康診断結果が家庭に伝達され、家庭保育において有効に作用するようになっていることも必要です。

評価の着眼点

- 健康診断の結果が全職員に周知されている。
- 診断結果について、嘱託医を交えて会議（カンファレンス）を開催すること等によって、保育現場における医学的・小児保健学的な対応について専門的な意見交換を行っている。
- 健康診断の実施について、年齢別に健康診断の実施回数に差を設ける等、子どもの発達状況に応じた配慮をしている。
- 家庭保育に有効に反映されるよう、健康診断結果を保護者に伝達している。
- 健康診断の結果を保育に反映させている。
- 健康診断の結果は個人情報であることに留意して、職員において守秘義務が遵守されるようにしている。

言葉の定義

健康診断：児童福祉施設最低基準は、健康診断を行うよう定めている。健康診断は、個々の子どもの健康状態を医学的に調べるもので、嘱託医が行うことが多い。今日では、単に疾病異常の発見のみを目的とするのではなく、子どもがいかなる健康状態にあるかをスクリーニングすることを目的としている。個々の子どもの状態を適切に把握することによって、子どもにとって望ましい保育を行うことができる。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(2)-③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。

【判断基準】

- a) 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。
- b) 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。
- c) 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 歯科健診は、健康診断と同様、保育生活のあり方を検討する資料を提供するものであり、歯科健診の結果も保育に反映されることが必要となります。
- 本評価基準では、歯科健診の実施状況やその結果の活用状況等について、健康診断の取り組み状況にあわせて評価します。
- なお、歯科健診を特別に実施していない場合でも、嘱託医によって歯の状態を診ている場合には本基準において評価を行います。

評価の着眼点

- 歯科健診の結果が職員に周知されている。
- 家庭保育に有効に反映されるよう、歯科健診の結果を保護者に伝達している。
- 歯科健診の結果を保育に反映させている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(2)-④ 食事を楽しむことができる工夫をしている。

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができる工夫をしている。
- b) どちらかといえば工夫をしている。
- c) 工夫をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 食事は、子どもの身体的成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食教育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。
- また、近年では長時間保育や夜間保育も増加、家庭の食生活との関係に十分配慮しながら、保育所における食生活の充実を図るとともに、食事を介して健全育成を促すといういわゆる「食育」の推進といった新たな取り組みも必要とされています。
- 本評価基準では、子どもの発達状況や嗜好に配慮して食事を楽しむことができるような保育所における工夫を評価します。
- なお、本評価基準では主として保育士による取り組みが評価の対象となります。

評価の着眼点

- 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。
- 子どもが食べ物に関心を持つよう工夫している。
- 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- 子どもへの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。
- 子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫をしている。
- 時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫がある。
- 子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。
- 子どもが配膳や後片づけなどに参加できるように配慮している。
- 調理作業をしている場面を子どもたちが見たり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(2)-⑤ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。

【判断基準】

- a) 十分に対応している。
- b) どちらかといえば対応している。
- c) 対応していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所が行う給食の調理方法については、子どもの身体状況及び嗜好を十分考慮したものにすることがあります。
- 本評価基準では、保育所における献立の作成や調理の工夫について具体的な取り組みを評価します。
- なお、本評価基準では主として調理師による取り組みが評価の対象となります。

評価の着眼点

- 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映させている。
- 食事の献立については、旬の物や季節感のある食材を活かし、行事食なども随時取り入れている。
- 食器の材質や形などに配慮している。
- おやつは、できる限り手作りを心がけている。
- 栄養士や調理担当者が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- 子ども一人ひとりの発育状況や体調を考慮した、調理の工夫がなされている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(2)-⑥ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。

【判断基準】

- a) 十分に連携している。
- b) どちらかといえば、連携している。
- c) 連携していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所における食事は、昨今の長時間保育や夜間保育の増加もあいまって家庭における食生活を補完するものとして重要なものです。
- そのため、子どもの食生活について家庭と十分な連携を図ることが必要となります。
- 本評価基準では、子どもの食生活に関する家庭との連携についてその具体的な取り組みを評価します。
- なお、本評価基準では主として栄養士等による取り組みが評価の対象となります。

評価の着眼点

- 献立表を作成し、事前に配布している。
- レシピを提示し、保護者に保育所で提供する食事に対する関心を促している。
- 保護者が試食できる機会を設けるなど、栄養・味付け・食べ方等、保育所で配慮していることを知らせている。
- サンプルを掲示し、その日の献立や量を保護者にも知らせている。
- 食材や食器の素材の安全性に留意し、保護者にも伝えている。
- 発育期にある子どもの食事の重要性を保護者に伝えている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(2)-⑦ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。

【判断基準】

- a) アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得ている。
- c) アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得ていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 食べ物によって種々のアレルギー症状を呈する子どもの食事、特に除去食については、専門医やかかりつけ医などの指導・指示が必要です。保護者の申し入れが、子どもの健康や発育・発達に支障をもたらすことも考えられます。除去食等が提供させる場合には、除去食品の誤食などの事故防止に努め、当該の子どもだけでなく他の子どもや保護者にもその旨理解してもらうことが必要です。
- また、全職員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報が周知されていることも評価のポイントとなります。

評価の着眼点

- 除去食の提供にあたって、除去する(当該の子どもに与えない)食の選定に関する基準がある。
- 専門医による除去の内容に関する細かい指示のもとで除去食を提供している。
- 食事の献立や除去期間などに関する専門医からの指示がある。
- アトピー性皮膚炎・食物アレルギーの子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。
- 代替食に対応するなど、除去食の提供において、他の子どもたちとの相違に配慮している。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

1-(3) 保育環境

A-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

【判断基準】

- a) よく整備されている。
- b) どちらかといえば整備されている。
- c) 整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育の環境について、子どもの生活が安定し、活動が豊かなものになるように人的環境や物的環境等を計画的に構成し、工夫して保育を行うことが大切です。
- 具体的には、施設、屋外遊戯場の広さ、遊具・用具の素材、施設の採光、換気、保温、清潔等の環境保健のほか、危険の防止や保育室における家庭的な親しみ、くつろぎの場といった点への配慮が求められています。
- 本評価基準では、子どもが心地よく過ごすことのできるような環境の整備について具体的な取り組みを評価します。
- なお、リネン等について業者へ業務委託をしている場合でも、保育所としてその委託先に対するかかわり方（例えば、業務委託に関する契約内容）等によってその取り組み状況を評価します。

評価の着眼点

- 採光に配慮している。
- 通風、換気に配慮している。
- 各部屋に湿温計などがあり、温度・湿度に配慮している。
- 設備の管理や清掃が十分に行われ、保育所の屋内・外とも清潔に保たれている。
- 手洗い場、トイレは、子どもが利用しやすい設備が用意され、安全への工夫がなされている。
- 屋外の砂場や遊具の衛生面に配慮している。
- 子どもの安全確保のために施設整備・遊具を定期的に点検している。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) よい取り組みが行われている。
- b) どちらかといえば取り組みが行われている。
- c) 取り組みが行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、採光や保温、清潔や安全といった心地よさといった観点からではなく、衣食住に関わる生活空間が子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎといった養護の基本を支える環境づくりに向けた取り組みについて評価します。
- ここで言う環境には人的環境のほか、「音」や「色」への配慮といった点も含まれることに留意が必要です。
- なお、眠くなったときに安心して眠ることができる空間や、食事のための空間の確保については、それらが必ずしも別々の部屋として用意されていなくても、活動に応じた適切なスペースが用意されていればよいものとします。

評価の着眼点

- 子どもが不安になった時などにいつでも応じられるように、保育者が身近にいる。
- 一人ひとりの子どもがくつろいだり落ち着ける場所がある。
- 眠くなったときに安心して眠ることができる空間が確保されている。
- 食事のための空間が確保されている。
- 自然物を取り入れるなど、季節にあわせた保育環境が工夫されている。
- 配色に配慮した保育室となっている。
- 音楽や保育者の声が不必要に大きくなるよう配慮している。
- 庭など屋外での活動の場が確保されている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

1-(4) 保育内容

A-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。

【判断基準】

- a) 子どもを思いや願いをよく受け止めている。
- b) どちらかといえば受け止めている。
- c) 思いや願いを受け止めようと努めていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○保育指針では、一人ひとりの子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めることと規定されています。

○また、子どもの思いや願いを受け止めるには、家庭環境や身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、職員間での理解を深めておく必要があります。

○その際、個別指導計画などに、一人ひとりの子どもを受け止めるための援助が書かれていることが望ましく、気になる場面や記録については、①子どもの内面や状況をよく理解しているか、理解が不十分であってもくみとろうとしているか、②保育上の明確かつ適切な意図があるか（ただし、いずれも子どもの心を傷つけたりダメージを与えたりしない範囲のものでなければならない）、③危険がないかどうか、といった点に留意してあらためてその援助の内容を確認する必要があります。

○本評価基準では、子ども一人ひとりへの理解を深めるとともに、受容することによって状態に応じた配慮が行われているか保育所における取り組みを評価します。

評価の着眼点

□子どもに分かりやすい温かな言葉づかいで、おだやかに話している。

□「早くしなさい」とせかす言葉や「ダメ」「いけません」など制止する言葉を不必要に用いないようにしている。

□子どもの質問に対して、「待ってて」「あとで」などと言わずに、なるべくその場で対応している。

□「できない」「やって」などと言ってくる子どもに対して、その都度気持ちを受け止めて対応している。

□「いや」などと駄々をこねたり、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。

□登所時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもの状況に応じてよく対応している。
- b) どちらかといえば対応している。
- c) 対応していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、子どもが生活習慣を確立するため、一人ひとりの子どもに合わせて援助する姿勢や保育環境があるかどうか、子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが自分でやろうとする気持ちを育む工夫がされているかといった点を評価します。
- あわせて、保育環境、子ども同士の関係、保育者の子どもに対する配慮（言動、姿勢など）に関する工夫についても評価します。
- なお、これらの取り組みは保育課程や指導計画に位置付けて取り組んでいることが求められます。

評価の着眼点

- トイレに行くことをせかしたり、強制したりせずに、一人ひとりのリズムに合わせている。
- おもらしをしたときに、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。
- 衣服の脱ぎ着に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやろうとする子どもの気持ちを大切にしている。
- 子どもが自分で着脱しやすいように、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫している。
- 休息時には、子守唄を歌ったり、背中を軽くたたくなど、安心して心地よい眠りにつけるように配慮している。
- 休息時間以外でも、一人ひとりの状況に応じて、眠らせたり、身体を休ませるようにさせたりしている。
- 休息時間に、眠くない子どもへの配慮をしている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。

【判断基準】

- a) よく整備されている。
- b) どちらかといえば整備されている。
- c) 整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが自発的に活動するためには、第一に、子どもが自ら何かをしてみようとする気持ちを受け止め、第二に、安心して挑戦していくことができるように働きかけ、第三に、子どもが自らやり遂げたことを受け止めて子どもの満足感や達成感を共感することが重要です。
- 子どもが何かをしてみようとしていることに気づく配慮に欠けたりやり過ぎたり、挑戦をしてみようとする意欲をそぐような言葉や評価を与えたり、子どもがやり遂げたことにおざなりな対応をするといったことがないようにしなければなりません。
- また、保育環境、玩具、遊具などが、年齢や子どもの興味・関心に即して見直されることによって、その活動を援助することも大切です。
- 本評価基準では、実際に遊んでいる姿が見られたかどうか、指導計画、保育日誌などに、子どもが自発的に活動できる環境について明記されているかといった点から自発性に配慮しているかどうかを判断し、評価します。

評価の着眼点

- 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。
- 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。
- 好きな遊びができるコーナーが用意されている。
- 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。
- 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(4)-④ 身近な自然や社会とかかわれるような取り組みがなされている。

【判断基準】

- a) よく取り組みがなされている。
- b) どちらかといえば取り組みがなされている。
- c) 取り組みがなされていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、子どもが身近な自然や社会と関わるような工夫や取り組みを評価します。
- 具体的には、指導計画の中に保育環境や身近な自然や社会と関わるために必要な配慮・援助などが記載されているか、実際に、保育に取り入れて子どもが積極的にかかわっているか、といった点を評価します。

評価の着眼点

- 子どもが身近に動植物に接する機会をつくっている。
- 庭や散歩で拾ってきた葉や木の实など、季節感のある素材を利用している。
- 散歩や行事などで地域の人たちに接する機会をつくっている。
- 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。
- 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える日本の伝統的な行事などを日常保育の中に取り入れている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(4)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。

【判断基準】

- a) よく配慮されている。
- b) どちらかといえば配慮されている。
- c) 配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、さまざまな表現活動が自由に体験できるような配慮について評価します。
- 評価にあたっては、指導計画に、子どもが自由に表現することができるよう、保育者が配慮・工夫することが記載されているか、子ども自身がやりたいときに集中してできるような配慮があるか、表現したものや作ったものを尊重するような配慮があるかどうかといった点を記録や具体的な保育場面を見ることによって確認します。

評価の着眼点

- 子どもが自由に歌ったり、踊ったりすることができる。
- 子どもに興味・関心に応じ、さまざまな楽器を楽しめるようになっている。
- クレヨン・絵具・粘土・紙など、さまざまな素材を子どもたちが自分で使えるように用意されている。
- 子どもの作品が保育に活かされたり、工夫して飾られたりするなど、大切に扱われている。
- 身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。
- 絵本の読みきかせや紙芝居などを積極的に取り入れている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。

【判断基準】

- a) よく配慮されている。
- b) どちらかといえば配慮されている。
- c) 配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、遊びや生活を通して他の人と親しみ、支えあって生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養うといった視点からの保育が行われているかについて保育者の関わり方や具体的な取り組みに着目した評価を行います。
- また、遊びや保育所外活動について保育課程・指導計画においてその目的が明確に位置づけられた上で実践されているかどうかといった点からも評価します。

評価の着眼点

- 子ども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをしている。
- けんかの場面では、危険のないように注意しながら、子どもたち同士で解決するように援助している。
- 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。
- 当番活動など子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。
- 異年齢の子どもの交流が行われている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重した保育を行うとともに、保護者にも理解してもらうような取り組みを行っている。
- b) 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重した保育を行っている。
- c) 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重した保育を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育指針では、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければならないと規定されています。
- 本評価基準は、保育所における子どもの人権に対する配慮や互いを尊重する心を育むための具体的な取り組みを評価します。
- 本評価基準では、国や地域だけでなく、個々の地域社会や家庭のあり方の違いを含むものとします。
- また、子どもは多くの意識や行動様式を大人から学習することから、保育士だけではなく、保護者にも他者を尊重する心を持つ手本になってもらうことが必要です。そのため、保護者と日常的に言葉を交わす場面で配慮するだけでなく、保護者会などの場で具体的な共通認識を持つよう配慮することが必要となります。
- あわせて、職員一人ひとりが人権、権利擁護に対する深い理解が必要となることから研修会への参加や職員会議等で認識の共有化を図ることが大切です。

評価の着眼点

- 子どもが、自分の意見を保育者などの大人にはっきり言うことができるよう配慮している。
- 子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。
- 一人ひとりの子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てるよう努めている。
- 子どもの人権への配慮や互いを尊重する心を育てるための具体的な取り組みを行っている。
- 子どもの人権や互いに尊重する心について、保護者にも理解してもらうような取り組みを行っている。
- 子どもの人権擁護に関する研修等に職員が参加している。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な意識を植え付けないよう配慮している。

【判断基準】

- a) よく配慮されている。
- b) どちらかといえば配慮されている。
- c) 配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 男女共同参画社会の構築に向けた諸施策が進展するなか、保育においても性差による固定的な役割分担意識を助長するような対応は避けなければなりません。
- 保育指針では、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることのないように配慮すること、と規定されています。
- 本評価基準では、保育所における具体的な配慮について、その取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 「男の子だからめそめそするな」などと、子どもの態度について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- 「それは女の子の色」などと、子どもの服装について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- 「それは女の子の遊び」などと、子どもの遊び方について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- 「男の子だから家事をすることはない」などと、育児、家事、介護などについて、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- 「それは男（女）の子の仕事」などと、職業について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

【判断基準】

- a) よく配慮されている。
- b) どちらかといえば配慮されている。
- c) 配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、乳児保育にふさわしい環境の整備や保育の内容や方法について評価するものです。
- 評価にあたっては、指導計画・個別記録に配慮・工夫していることなどを記載しているかどうかポイントとなります。

評価の着眼点

- 授乳は、子どもが欲しがるときに、抱いて目をあわせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませている。
- 離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人ひとりの子どもの状況に配慮して行っている。
- おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップをとりながら行っている。
- 一人ひとりの生活リズムに合わせて睡眠をとることができるように、静かな空間が確保されている。
- 外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている。
- 喃語なんご（乳児のまだ言葉にならない声）には、ゆったりとやさしく応えている。
- 顔を見合ってあやしたり、乳児とのやり取りや触れ合い遊びを行っている。
- たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。
- 全職員にSIDSに関する必要な知識が周知されている。
- 寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせている。
- 特定の保育者との継続的な関わりが保てるよう配慮している。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-1-(4)-⑩ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

【判断基準】

- a) よく配慮されている。
- b) どちらかといえば配慮されている。
- c) 配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、障害児保育にふさわしい環境の整備と具体的な保育内容・方法について評価します。
- 評価のポイントとしては、障害児とそれに係わる保育に関することについて保育所全体で定期的話し合う機会を設けていることや、年1回以上、その内容が保育所全体で共有されるような職員研修の取り組みがある等、組織的な対応が図られていることのほか、子どもが受けている医療や療育に同行する、あるいは手紙等で相談し、助言を受ける、専門家の巡回訪問相談がある、専門家との事例研究会を行っているなど必要に応じて医療機関や専門機関から相談や助言を受けていることがあげられます。
- また、保育の方法や内容について、日常的に保護者と話して理解を得ることや、子どもの発達状況・課題発達について情報を共有し、認識の相違をなくすよう努めているといった保護者との連携も重要なポイントとなります。その際、医療機関や専門機関による療育方針・方法を共有している、あるいは専門機関の療育を受けていない場合には、必要に応じて紹介をするといった取り組みも必要です。
- 加えて、連絡帳、送迎時の日常的な情報交換のほか、個人面談などを通じて家庭と保育所それぞれにおける子どもの姿について情報を交換し、共有している（日常的に保護者に保育所での子どもの様子を話しているか、保育所は家庭での様子を理解しているか）ことが大切です。
- あわせて、保育所の保護者全体に対しても障害児保育への正しい認識ができるような取り組みも重要な視点となります。

評価の着眼点

- 障害のない子どもの障害児への関わりに対して配慮している。
- 建物、設備はバリアフリーの配慮がみられる。
- 障害児の特性に合わせた園での生活の仕方の計画が立てられている。
- 障害児保育について保育所全体で定期的に話し合う機会を設けている。
- 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。
- 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- 保護者に障害児に関する適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2 保護者に対する支援

2-(1) 入所児童の保護者に対する支援

A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。

【判断基準】

- a) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行っている。
- b) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っているが、個別面談などは行っていない。
- c) 一人ひとりの保護者と、子どもについて情報交換を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、子育て相談に応じたり個別面談を行うなど、保護者に対する育児支援の取り組み状況について評価します。
- 子育て環境が大きく変化するなか、保育所には従来にも増して専門的な子育て相談機能が期待されています。
- 具体的には、送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換のほか、別途、必要とする保護者の子育て相談に応じたり、個別面談の機会を設ける等、積極的な取り組みを行っている点を評価します。
- 実際の評価にあたっては、全入所児童の保護者への案内や、各クラスでの実施実績があるかどうか、日常的に情報交換がなされていることを掲示や記録などによって確認します。

評価の着眼点

- 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っており、記録等によってそのことが確認できる。
- 子育て相談に応じたり、個別面談の機会を設ける等、積極的に保護者に対する子育て支援を行っている。

言葉の定義

個別面談：時間を設定して行うもので、かつ記録が残るもの。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。

【判断基準】

- a) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。
- b) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されているが、記録内容について基準を明確にしていない。
- c) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じた記録がなされていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されていることを評価します。
- 保育所と保護者との情報交換の内容には、関係職員全員で共通理解を持っておく必要があるものも多いため、記録されていることが必要となります。
- また、情報公開が求められた場合には、状況に応じて守秘義務に抵触しない範囲で記録を公開しなければならないことも想定されるため、記録は欠かすことができません。
- なお、記録にあたってはどのような内容は記録に残さなければならないか、といった基準を明確に設け、記録する内容について職員間でばらつきが生じないようにすることが大切です。

評価の着眼点

- 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。
- 記録にばらつきが生じないための工夫を行っている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。

【判断基準】

- a) 懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。
- b) 懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者と共通理解を得るための機会を設けていない。
- c) 懇談会などの話し合いの場を設けていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの発達（育ち）の過程や問題、育児（子育て）の方法などについては、保育所と保護者とが共通理解を持たなければなりません。
- そのためには、日常的な対話や懇談会のほか、保育実践の場面に保護者が参加することも大切です。
- 保育参加とは、保護者が保育実践に直接加わることを言い、保育を観るだけの保育参観に対して、保育参加は直接子どもとふれあい、働きかけるチャンスが与えられるものです。子どもからの反応も直接的に実感できることから、子どもの発達や育児をともに考える良いチャンスであると考えられます。
- 本評価基準では、日常的な対話や懇談会のほかに保護者の保育参加等、保護者と保育所が子どもの発達（育ち）の過程や問題、育児（子育て）の方法などについて共通理解を得るための機会を積極的に設けていることを評価します。

評価の着眼点

- 懇談会などの話し合いの場を設けている。
- 保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(1)-④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。

【判断基準】

- a) 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。
- b) 虐待などの早期発見に努めているが、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっていない。
- c) 虐待などの早期発見に努めていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所は、社会福祉施設の中でもとりわけ地域に身近な施設として児童虐待を比較的発見しやすい面があります。
- そのため、日頃から児童虐待の兆候を見逃さないように保護者や子どもの様子に細心の注意を払うことが必要であり、職員にもそのための意識を涵養することが重要です。
- また、万が一、虐待が疑われるような場合には情報が所長に必ず届くような体制を整えておくことが求められます。例えば、マニュアルの整備とマニュアルに基づく職員研修の実施等があげられます。

評価の着眼点

- 職員に対して虐待が疑われる子どもの特徴をはじめ、虐待に関する理解を促すための取り組みを行っている。
- 児童虐待を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- マニュアルに基づく職員研修を実施している。
- 日頃から囑託医、地域の児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所や市町村の保健センターなどの関係機関との連携を図るための取り組みを行っている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-2-(1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。

【判断基準】

- a) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制を整え、関係機関と連携及び協力し、適切に対応している。
- b) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。
- c) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 虐待が疑われる子どもを発見した場合には、一人の保育士や保育所単独で対応することが困難であることから、確実に所長に情報が届く体制を整備しておくだけではなく、市町村や児童相談所、福祉事務所、児童委員に照会、通告するための体制整備が必要となります。
- また、通告した事案について関係機関と連携して臨むことが求められます。虐待を受けていると疑われる子どもの保護者について関係機関と連携及び協力し、適切に対応することも求められます。
- 本評価基準では、虐待が疑われる児童を発見した場合に、速やかに関係機関に照会、通告することができるような体制整備の状況进行评估します。虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について関係機関と連携及び協力し、保護者支援を行っているか、またその体制が整っているかを評価します。

評価の着眼点

- 児童虐待の照会、通告にあたっての連絡先を明示している。
- 虐待が疑われる児童を発見した場合に、速やかに関係機関に照会、通告することができるような体制整備をしている。
- 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について関係機関と連携及び協力し、保護者支援を行っている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

2-(2) 地域における子育て支援

A-2-(2)-① 一時的保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。

【判断基準】

- a) 一時的保育の内容や方法によく配慮している。
- b) 一時的保育の内容や方法にどちらかといえば配慮している。
- c) 一時的保育の内容や方法に配慮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、一時的保育における一人ひとりの子どもへの配慮や、通常保育との関連について具体的な取り組みを評価します。

○具体的には、一時的保育のための保育室の確保といった環境面での配慮に加え、担当者の選任や保護者とのコミュニケーション、通常保育の子どもたちとの交流等、一時的保育の方法についても評価します。

評価の着眼点

- 一時的保育のための保育室などの確保に配慮している。
- 一時的保育のための担当者が決められている。
- 一人ひとりの子どもの日々の状態を把握している。
- 一時的保育の子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮している。
- 保護者とのコミュニケーションを十分にとっている。
- 必要なケースについて相談に応じている。

言葉の定義

一時的保育：保育対策等促進事業における一時預かり事業及び市町村による一時保育事業をいう。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-3 安全・事故防止

3-(1) 安全・事故防止

A-3-(1)-① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。

【判断基準】

- a) 調理場、水周りなどの衛生管理はマニュアルがあり、常に清潔に保つなど適切に実施されている。
- b) 調理場、水周りなどの衛生管理はマニュアルはあるが、適切に実施されていない。
- c) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルがない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全を確保することは、最も基本的な保育の質の保証であり、保護者等が強く望むものです。衛生管理のための体制を整備することは最低限の義務として当然のことであり、保育の質の向上を目指す意味からも積極的に取り組む必要があります。
- また、衛生管理のための体制の確立には、所長等が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮することが求められます。
- 衛生管理の取組は、組織的・継続的に行われなければその成果は望めません。衛生管理を目的としたマニュアル等を整備した上で、組織内のシステムを確立し実行していくことは、職員全体で意識を向上させていくことにもつながります。なお、マニュアルは保育所の状況に応じて保育所独自に作成したものが望ましいが、自治体等が作成したもの、またはそれに準じたものを利用していてもよいこととします。

評価の着眼点

- 所長等管理者は衛生管理の取組について、リーダーシップを発揮している。
- 子どもの安全確保に関する担当者・担当部署を設置している。
- 担当者等を中心にして、定期的に衛生管理に関する検討会を開催している。
- 衛生管理マニュアルを作成し職員に周知、研修を行っている。
- マニュアルは定期的に見直しを行っている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	

A-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。

【判断基準】

- a) 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員に周知されている。
- b) 食中毒の発生時に対応できるマニュアルはあるが、全職員には周知されていない。
- c) 食中毒に関するマニュアルがない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、食中毒が発生した場合の対応マニュアルの整備状況及び、そのマニュアルに基づく職員研修の実施等を評価します。
- 食中毒が発生した場合には、医療機関との連携のほか、保健所や所轄庁等への報告等、さまざまな対応が求められることとなります。
- そのため、万が一に備えて対応フローや連絡先の一覧、救急処置に関する知識と実践方法、等についてマニュアル化しておくことが必要となります。
- また、マニュアルに沿った対応が確実に行われるよう、日頃より職員におけるマニュアルの周知やそのための研修の実施等が継続的に確保されていることも求められます。

評価の着眼点

- 食中毒の発生時における対応マニュアルが整備されている。
- マニュアルに基づく職員に対する研修が行われている。
- マニュアルは定期的に見直しが行われている。

【施設記入欄】

自己評価	判断の理由
具体的な工夫や取組	
確認書類等	